

公 告

コンペティション方式により、自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年12月1日

鳥取県知事 平井 伸治

1 概要

(1) 公募内容

食品及び清涼飲料水等自動販売機

(2) 設置場所等

別紙1「設置内容一覧表」のとおり

(3) 設置期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人等（個人経営者も含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (3) 本件公告日までの過去1年間に食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。
- (4) 法人事業税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

3 参加方法

(1) 参加説明書の交付

令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）までの間に、インターネットの鳥取県教育委員会事務局教育環境課のウェブページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikukankyo/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

イ 交付場所

（ア）〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局教育環境課（鳥取県庁第二庁舎6階）

（イ）別紙1「設置内容一覧表」に記載された交付場所

(2) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和4年12月26日（月）から令和5年1月13日（金）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

イ 提出場所及び方法

別紙1「設置内容一覧表」のうち、設置を希望する学校へ郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

4 審査及び契約の締結

提出された提案書等をそれぞれの学校で審査し、最も優れた提案書等を提出した者と自動販売機設置に係る契約等を締結する。

5 問合せ先

（1）本公告に関する問合せ先

鳥取県教育委員会事務局教育環境課施設整備・助成担当

電話番号 0857-26-7913

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp

（2）設置場所に関する問合せ先

別紙1「設置内容一覧表」のとおり